

教私第3386号
令和2年2月10日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

教員免許更新制における教員向け資料について

標記について、本府教育庁教職員室教職員企画課から下記のとおり、周知依頼がありましたので、お知らせします。

記

令和2年2月1日から、次の者について更新制の申請期間に入りました。
次の①②に該当する者は「更新講習修了確認申請」、「免許状更新講習免除申請」、「修了確認期限延期申請」のいずれかを、申請期限（令和4（2022）年1月31日）までに必ず済ませてください。

- ①旧免許状所持者で、すでに免許状更新・免除・期限後更新の手続きを行った者で、次回の修了確認期限が平成34（令和4）年3月31日の者
- ②新免許状所持者で有効期間満了日が「平成34（令和4）年3月31日」の者

また、次の③④に該当する者の申請期限は令和3（2021）年1月31日となっていますので、ご注意ください。

- ③旧免許状所持者で、第1グループ（2回目）に該当する者
- ④新免許状所持者で有効期間満了日が「平成33（令和3）年3月31日」の者

なお、すでに修了確認期限延期申請により、「延期後の修了確認期限」が設定されている者については、「延期後の修了確認期限」の2年2か月前から2か月前までの2年間で次の更新制の申請期間となります。

申請期限は「延期後の修了確認期限」の日ではなく、その2か月前までとなりますので手続を忘れないよう、ご注意ください。

更新講習の手続きおよび受講期間等の確認につきましては、添付ファイルをご確認のうえ、適切に手続き等を行っていただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 坂 本 (06-6941-0351 内線 4853)

総務・専各振興グループ 中 井 (" " 内線 4862)

幼稚園振興グループ 中 川 (" " 内線 4815)